

(一社) 日本気象予報士会 北海道支部 旅費細則

- 第1条 本細則は一般社団法人日本気象予報士会北海道支部（以後、支部とよぶ）の活動に伴う旅費について定める。
- 第2条 旅費の種類は、国内における交通費（鉄道賃、航空賃及びバス運賃）、日当、宿泊料とする。
- 第3条 交通費は、支給対象者の居住地最寄りの公共交通機関発着地を起点として目的地までの最短距離の順路によって計算する。ただし、移動目的にかなう合理的な理由がある場合もしくは天災その他止むを得ない事由により最短距離の順路によることのできない場合には、実際に経由した順路により計算する。
- 2 目的地の市区町村内の移動にかかる現地交通費は原則として支給しない。
- 第4条 鉄道賃は、第3条第1項に定める発着駅から用務地所在の市町村中心地に最も近い鉄道駅間旅客運賃を支給する。
- 2 特別急行運賃は片道100km以上、急行運賃は片道50km以上の場合に支給する。
- 3 鉄道賃の請求にあたっては、運賃を支払った額を証明する書類（領収書等）を提出しなければならない。
- 第5条 航空賃は片道1,000km以上の移動または特別な理由がある場合に限り支給する。
- 2 航空賃は普通席の旅客運賃で、現に支払った実費額を支給する。
- 3 航空賃の請求にあたっては、運賃を支払った額を証明する書類（領収書等）を提出しなければならない。
- 第6条 バス運賃は公共交通機関を利用する場合に限り実費額を支給する。
- 2 バス運賃の請求にあたっては、運賃を支払った額を証明する書類（領収書等）を提出しなければならない。
- 第7条 宿泊料は別表に定める額を支給する。
- 2 宿泊料は減額調整することができる。
- 第8条 日当は別表に定める額を支給する。
- 2 日当は減額調整することができる。
- 第9条 この規定に定めのない旅費については支部長、副支部長、支部会計にて協議の上、支部長が決定し支給できる。
- 第10条 本細則を改廃する場合は支部長、副支部長、支部会計ほか支部運営に係る会員の承認を得て行うこととする。

別表

項 目	宿泊費	日当（宿泊あり）	日当（日帰り）
支給基準額	7,000 円	2,500 円	0 円

平成 28 年 5 月 21 日制定